

| ページ | 章番号 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細項目1 | 細項目2 | 項目名 | 質問内容 | 回答案 |
|-----|-----|-------|-----|-----|------|------|---------------------|--|--|
| 4 | 第1章 | 1 | (9) | | | | 事業期間終了時の措置 | 「事業期間終了時の水準は、市が示す要求水準に加えて、事業者が提案した事業終了時の性能水準に基づくものを想定しており、その旨を事業契約に規定する。」とありますが、事業終了時の性能水準とは、要求水準書案別紙3に記載されている更新対象範囲における設備性能と状態について規定されるもののでしょうか。 | ご理解のとおりです。「事業終了時の性能水準とは、要求水準書案別紙3に記載されている更新対象範囲における設備性能と状態について規定されるもの」となります。 |
| 4 | 第1章 | 1 | (9) | | | | 事業期間終了時の措置 | 「事業期間終了時の水準は、市が示す要求水準に加えて、事業者が提案した事業終了時の性能水準に基づくものを想定しており、その旨を事業契約に規定する。」とありますが、更新対象設備の性能及び状態を規定される場合、それは要求水準書に規定されるものと解釈してよろしいのでしょうか。 | 要求水準書に記載いたします。 |
| 7 | 第2章 | 1 | | | | | 総合評価一般競争入札方式 | 「事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札方式により行う」とありますが、予定価格は事前公表となりますでしょうか。 | 予定価格は入札説明書において示します。 |
| 7 | 第2章 | 1 | | | | | 総合評価一般競争入札方式 | 「事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札方式により行う」とありますが、予定価格を事前に公表する場合、設計・工事業務費用と運転管理業務の其々に予定価格が設定されますでしょうか。 | 価格は設計工事業務と運転管理業務の内訳を含めて示します。 |
| 8 | 第2章 | 2 | (2) | ア | (ウ) | | 実施方針等に対する質問及び意見への回答 | 「実施方針等に関して提出された意見及び質問に対する回答は、令和7年1月下旬を目途に、市のホームページにて公表する」とありますが、表2より令和7年2月下旬の誤りではないのでしょうか。 | ご指摘のとおりです。 |
| 9 | 第2章 | 3 | (1) | イ | (ウ) | | 企業名並びに携わる業務及び工事 | 「入札参加者は、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務及び工事（設計業務、工事業務、運転管理業務）について明らかにすること」とありますが、協力企業に関しては、契約後に申請を行うという理解でよろしいのでしょうか。 | ご理解のとおりです。協力企業に関しては、契約後に申請を行ってください。 |
| 9 | 第2章 | 3 | (1) | イ | (キ) | | イ 応募グループで参加する場合（キ） | 協力企業は、第2章3（4）市内業者に対する契約に関する配慮事項に記載されている協力企業と同義であると認識しておりますが、設置を認めるものは、第2章3（2）イ（エ）を除く工事業務に使用する資材を扱う市内業者含む企業を示しているものと解釈してよろしいのでしょうか。 | 用語の定義より、協力企業は「事業者から工事の一部を請け負う、又は業務の一部を受託する企業をいう。」と定義されています。そのため、資材を扱う市内業者については、あくまで資材の購入元になるため、協力企業には該当しません。 |
| 12 | 第2章 | 3 | (2) | ウ | (エ) | | 運転管理業務を行う企業に必要な参加要件 | 『電気主任技術者の資格を有する者を配置すること』とあり、要求水準書のP47第3章5（5）に双方協議の上、発注者が承諾した場合に限り外部委託も可能と記載されていますが電気事業法上、外部委託する場合は電気主任技術者の常駐は求められていないため、外部委託する場合は、配置する必要がないとの認識でよろしいのでしょうか。 | その認識で相違ありません。そのことが分かるよう追記いたします。 |
| 12 | 第2章 | 3 | (2) | ウ | (エ) | | 運転管理業務を行う企業に必要な参加要件 | 「電気主任技術者として第一種、第二種又は第三種電気主任技術者の資格を有する者を配置すること」とある一方で、要求水準書の第3章5（6）に外部委託も可能な旨（上尾市様承認のもと）記載がございます。電気事業法上、外部委託する場合は電気主任技術者の常駐は求められていないため、外部委託の際は電気主任技術者の資格を有する者の配置は必要ない、という理解でよろしいのでしょうか。 | その認識で相違ありません。そのことが分かるよう追記いたします。 |
| 13 | 第2章 | 4 | (2) | イ | | | 入札書類審査（提案審査） | 定量化審査（性能評価）とは、定性的な評価についても、評価基準の数値化を図り、定量化を図るものと解釈してよろしいのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 15 | 第3章 | 5 | | | | | 市による事業の実施状況のモニタリング | 運転管理業務について、要求水準を充足していない場合には、市はサービスに対する支払の減額等を行うとありますが、減額金額はどのように算出するのでしょうかご教授ください。 | 契約書案において示します。 |
| 21 | 別紙2 | 業務分担 | | | | | 関係機関協議 | 集中監視制御システム更新に係る関係機関協議は事業者が主分担、それ以外の協議は市が主分担とありますが、要求水準書案P21、P24と記載が矛盾します。どちらが正しいのでしょうか。 | 現在の要求水準書上では、市が行う関係機関協議についての記載がないため、市が行う関係機関協議を想定する内容に修正します。 |
| 22 | 別紙3 | リスク分担 | | | | | 住民対応 | 「本事業自体に関する住民反対運動等」と「上記以外の本事業に起因する住民反対運動等」の違いが分かりにくいので、具体的な事例をお示し頂けないでしょうか。 | 本事業では想定できないため、リスク分担表における住民対応の項目は削除いたします。 |
| 22 | 別紙3 | リスク分担 | | | | | 許認可取得 | 事業者が取得すべき許認可の遅延に関するものは事業者が主分担とありますが、事業者が取得すべき許認可とは具体的には何を想定されているのでしょうか。 | 本事業では該当するものがないため、リスク分担表における許認可取得の項目は削除いたします。 |

| ページ | 章番号 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細項目1 | 細項目2 | 項目名 | 質問内容 | 回答案 |
|-----|-----|-----------|-----|-----|------|------|-------|--|--|
| 23 | 別紙3 | リスク分 担 | | | | | 測量・調査 | 事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更 事業者とありますが、事業者が実施する地形・地質等現地調査とは具体的には何を想定されているのでしょうか。 | 本事業では該当するものがないため、リスク分担表における測量・調査の項目は削除いたします。 |
| 23 | 別紙3 | | | | | | 物価変動 | インフレ/デフレ（物価変動）についてご教授ください。 ・見直しの頻度 ・増額/減額は、あるのか ・一定範囲とは、何を基準に範囲を決めているのでしょうか。ご教授ください。 | 契約書案において示します。 |
| 23 | 別紙3 | | | | | | 不可抗力 | 戦争、暴動、風水害、地震他、市民及び事業者の双方の責めに帰することのできな い事由等で一定範囲までは、事業者の負担とありますが、どの程度の範囲をお考え でしょうか。（金額又は、破損状況等）ご教授ください。 | 契約書案において示します。 |